

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社池田組	代表者氏名	池田 直人
主たる営業所の所在地	香川県さぬき市長尾西1059番地 3		
許可番号	香川県知事許可 (般-3) 第 1 8 7 5 号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、舗、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 7 年 7 月 1 日	処分を行った者	香川県知事
根拠法令	建設業法第28条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容			
建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 停止を命ずる期間 令和 7 年 7 月16日から令和 7 年 7 月22日までの 7 日間			
処分の原因となった事実		廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	
有限会社池田組及び同社の元役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和 7 年 5 月 1 日、高松簡易裁判所から、法人にあっては罰金70万円、元役員にあっては罰金40万円の略式命令を受け、同月17日にその刑が確定している。 このことは、建設業法第28条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）に該当する。			
その他参考となる事項			